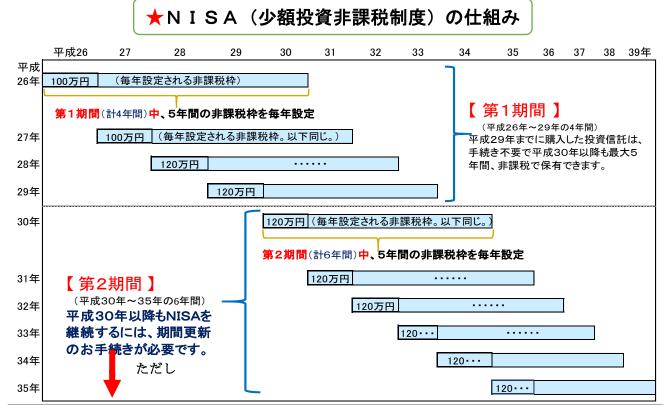
当行でNISA口座を開設いただいているお客さまへ

NISA口座継続手続きのご案内

NISA口座の非課税枠を利用できる第1期間は、平成29年12月末をもって終了します。 平成30年以降も引き続き、NISA口座をご利用いただく予定のお客さまは、平成29年9 月末までにマイナンバー(個人番号)を提供いただくことで、手続き不要でNISA口座を継 続いただけます。



- ●法令により、平成29年9月末までに当行にマイナンバーを提供いただいたお客さまについては、上記の第2期間用の期間更新の申請を、当行に対し行っていただいたものとみなして、平成30年以降も非課税枠が自動的にお客様のNISA口座に設定されます。
 お客さまの特段のお手続は不要です。
- ●マイナンバーのご提供をいただいたお客さまで、当行で平成 30 年以降の NISA 口座の利用を希望されない場合は、「非課税適用確認書の交付申請書のみなし提出不適用届出書」を<u>平成 29 年 9 月末</u>までに当行にご提出いただく必要がございます。その場合は、お早めに当行の窓口へお申し出ください。
- ●平成30年からつみたてNISAのご利用を希望される場合は、「金融商品取引業者等変更届出書(勘定変更用)」を当行にご提出いただく必要がございます。 平成30年に通常のNISA勘定で買付が行なわれた場合は、同年の勘定変更ができなくなりますので、お早めに当行の窓口へお申し出ください。

お問い合わせ先

株式会社 筑波銀行 事務統括部

電話番号 0120-328-140 (受付時間:9:00~17:00 (銀行休業日を除く))